

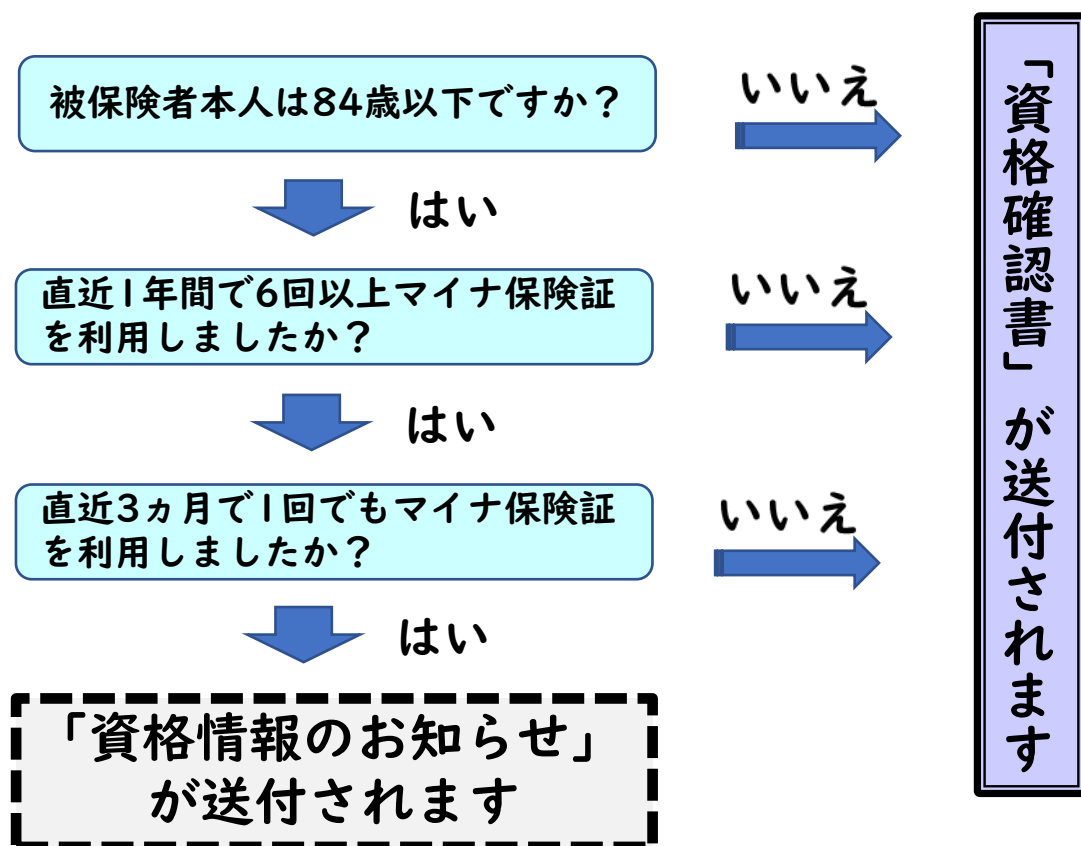
7月に後期高齢者医療「資格確認書」 または「資格情報のお知らせ」が送付されます

後期高齢被保険者の方で、有効期限が令和8年7月31日の資格確認書をお持ちの方へ、新しい「資格確認書」か「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」のどちらかが7月中に送付されます。「資格確認書」はこれまでの全員送付から、対象となる方への送付に変更となります。

「資格情報のお知らせ」とは・・・

医療機関の窓口などでマイナ保険証が読み取れない場合に、補助的に使用できます。「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんので、医療機関を受診する際はマイナ保険証をご持参ください。

後期高齢者医療では、対象者をつぎのとおり判定し、送付します。



※「資格情報のお知らせ」の送付対象となった方について、「資格確認書」は届きません。

つぎのいずれかに当てはまる方は「資格情報のお知らせ」の送付対象の方でも申請すると「資格確認書」を受け取ることができます。

※申請は原則、「資格情報のお知らせ」送付後の受付となります。

- ・マイナ保険証を紛失、更新中で一時的に利用できない方
- ・マイナンバーカードを返納する方
- ・介助者などの第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方